

新宮町水道事業経営戦略

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 新宮町水道事業

(仮)

策 定 日 : 令和 7 年 10 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

↓ R6年度末時点

供用開始年月日	昭和47年3月31日	計画給水人口	35,520	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	全部適用	現在給水人口	32,166	人
		有収水量密度	2.08	千m ³ /ha

※ 昭和46年度に簡易水道事業として施設の供用を開始。

② 施設

水 源	浄水受水・地下水			
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	164.6
	配水池設置数	4		
施 設 能 力	11,325	m ³ /日	施 設 利 用 率	71.85 %

↑ R6年度末時点

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	本町水道事業の水道料金は、「基本料金(基本水量6m ³ /月)」及び「使用水量(7m ³ を超えた水量/月)に応じた従量料金」、「口径別のメーター使用料」で構成されています(別途消費税を加える。)。そのうち従量料金は使用水量に比例して単価/m ³ が高額となる逓増型料金体系となっています。
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	昭和58年10月1日

<料金表(1か月当たり)>

	使用水量	金額		口径	金額
基本料金	6m ³ まで	900円	メーター使用料	13mm	100円
	従量料金	7m ³ ~15m ³		180円/m ³	20mm
16m ³ ~20m ³		200円/m ³		25mm	200円
21m ³ ~50m ³		230円/m ³		30mm	300円
51m ³ ~200m ³		270円/m ³		40mm	400円
201m ³ 以上		310円/m ³		50mm	2,000円
一時用		310円/m ³		75mm	3,000円

※上記料金の合計額に消費税が別途かかります。(10円未満切り捨て)

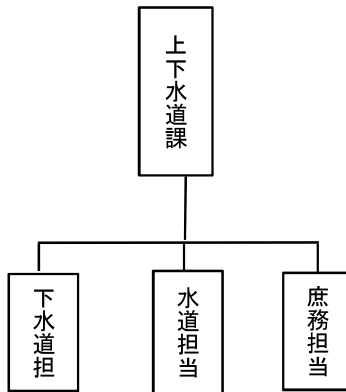
※隔月検針の場合、検針を行わない月は基本料金とメーター使用料のみ請求しています。

④ 組織 R7.4.1時点

新宮町上下水道課は、水道工務担当、下水道工務担当、庶務担当で構成されています。
 職員数は、課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(6人)、主任主事(2人)、主事(1人)の15人です。
 このうち、主に水道事業に従事する職員は6人です。

(例)

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳～	人	人	1人	人	1人
51～60歳	2人	人	1人	人	3人
41～50歳	人	2人	2人	3人	7人
31～40歳	人	人	人	1人	1人
～30歳	人	1人	1人	1人	3人
合計	2人	3人	5人	5人	15人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

- ① 維持管理業務等の委託
 水道施設の運転及び維持管理と共に水道の開閉栓、漏水調査などを包括的に、また、検針業務を民間委託することで業務の効率化と経費削減を図っています。
- ② 施設の統廃合と広域化の取組
 福岡地区水道企業団及び北九州市水道用水供給事業からの浄水受水開始に伴い3か所の浄水施設を廃止し、1か所を休止した。その結果、水運用に要する管理費、薬品費及び動力費等の経費削減を図っています。
 広域化の取組としては、福岡地区水道企業団への水質検査業務委託による経費削減や古賀市との共同配水池(立花第二配水池)設置による初期投資抑制を図っています。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

R5年度決算(直近)の分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水人口は給水区域内人口に普及率を乗じて算出しています。令和3年度の認可(令和2年度作成)の計画値に基づき、令和12年度以降の給水普及率を99.5%に設定しています。また、土地区画整理事業、民間開発等が計画されており、今後も人口増加の傾向が続くものと予測しています。

予測値

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
普及率(%)	99.1	99.2	99.3	99.4	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5
給水人口(人)	34,238	34,309	34,678	35,047	35,517	35,517	35,517	35,517	35,517	35,517

(2) 水需要の予測

今後行われる土地区画整理事業や民間開発による人口増加に伴い、令和12年までに使用水量は徐々に増加する見込みです。

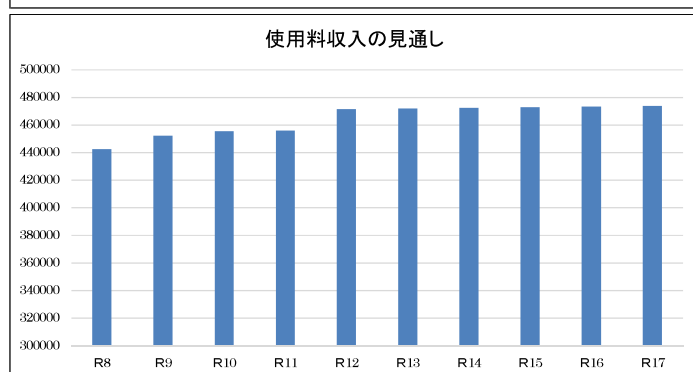
予測値

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
生活用水原単位(ℓ/人・日)	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
生活用水量(m ³ /日)	6,369	6,382	6,451	6,519	6,607	6,607	6,607	6,607	6,607	6,607
業務・営業用(m ³ /日)	1,687	1,765	1,843	1,922	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
官公署・学校用(m ³ /日)	178	178	178	178	178	178	178	178	178	178
その他用(m ³ /日)	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
合計	8,247	8,338	8,485	8,632	8,798	8,798	8,798	8,798	8,798	8,798

(3) 料金収入の見通し

土地区画整理事業に伴う料金収入の増加が見込まれるが、その後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。



← (暫定)R6年度作成 実施計画の収支計画

(4) 組織の見直し

現段階で職員数の変更は予定していませんが、今後、ウォーターPPP等の導入を検討し、適切な人員配置を目指します。

3. 経営の基本方針

(基本方針)

持続可能な水道事業であるためにDXを推進し、ウォーターPPPの導入による費用対効果を検証するとともに効率的な事業運営を目指します。

(具体的な施策)

- ①老朽化した管路及び水道施設の更新を進めると共に、災害に強い水道施設を構築します。
- ②水道事業の健全経営のため、経費削減に努め、適正な水道料金の在り方について検証します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり ← (暫定)R6年度作成 実施計画の収支計画

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	水道管路については、老朽化の更新及び国が定める重要管路の耐震化を、計画的に実施します。 水道施設については、施設更新計画を策定したうえで、計画的な更新を実施します。
-----	---

↓ (暫定)R6年度事業実施計画(収支計画)

① 配水管更新事業	事業期間: 令和8年度～令和17年度	事業費: 620,459千円	
② 水道施設更新事業	更新計画策定期間: 令和8年度	事業費: 5,478千円	(暫定)R6年度実施計画の事業費。 今後の予定事業費は、令和7年度策定水道施設更新計画で決定。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水道事業としてのサービスを持続的に提供するため、必要な財源確保に努めます。
-----	---------------------------------------

- ・土地区画整理事業に伴う料金収入の増加が見込まれるが、その後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
- ・建設改良の財源として、補助金活用を検討したうえで、企業債を活用していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説 ↓ (暫定)R6年度作成 実施計画の収支計画

・職員給与費	現時点で職員数の増減は予定していないため、給与改定分のみを反映して積算しています。 令和8年度～令和17年度 金額: 821百万円
・委託料	主に、水道施設運転維持管理包括業務委託です。 令和8年度～令和17年度 金額: 704百万円
・修繕費	配水管漏水及び浄水場機械設備等の修理費を推定しています。 令和8年度～令和17年度 金額: 133百万円
・動力費	将来的な水需要を踏まえ、受水量とのバランスを考慮し積算しています。 令和8年度～令和17年度 金額: 80百万円
・受水費	今後の水需要を考慮し積算しています。 令和8年度～令和17年度 金額: 3,200百万円

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	第6次新宮町総合計画では、令和27年度頃から人口が減少することが予測されています。限られた職員数で事業を持続するためには、広域化についても検討を行い効率的な事業運営を目指していく必要があります。今後の周辺自治体や用水供給事業の動向を注視し、広域化の可能性やメリットについて検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行い、計画期間内での導入を目指します。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	老朽化した施設は、維持補修を行いながら延命化を図り投資の平準化に努めます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	将来の需給バランスを考慮し、更新計画に沿った施設の整備を推進します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	水源の規模や水質の状況に沿った浄水フローを検証し、規模に見合った合理的な更新を推進します。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

② 財源についての検討状況等

料 金	土地区画整理事業に伴う料金収入の増加が見込まれるが、その後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
企 業 債	建設改良の財源として、補助金活用を検討したうえで、企業債を活用していきます。
繰 入 金	総務省が定める地方公営企業繰出基準に基き、繰入を行います。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	現段階では、検討事項はありません。
その他の取組	現段階では、検討事項はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	経営審議会において経営戦略の事後検証を行い、5年以内に見直すとともに必要に応じて改定します。
-------------------------	--

経営改善に関する取組について

上下水道事業経営審議会に諮問した「持続可能な公共下水道事業の在り方」について、施設整備における投資計画や維持管理費を反映した経営の見通しを立てた上で適切に定められた経営戦略は適当であると判断された。

一方、「下水道使用料の在り方」については、効率的な施設管理における支出減や収入増の取組を進めることが必須であると共に現状の 3,000 円/20 m³の使用料体系の見直しも提案された。

公営企業として、住民生活及び企業の経済活動に必須である上下水道のインフラを整備し維持していく責務がある。

上下水道事業の業務効率化と費用削減効果が高い次の内容について導入の可能性を検証したので報告する。

I 検討項目

(1) 料金請求を毎月から検針月のみに改める。

ア 現状

(ア) JR 鹿児島本線を境に検針区域を 2 分している。JR より、東側（山側）は奇数月に、西側（海側）は偶数月に検針している。

(イ) 検針月は、検針した月に基本料金に従量料金（使用した水量に応じて）を加えて請求している。

(ウ) 検針しない月には、基本料金のみを請求をしている。

(エ) 納付書は請求月の毎月 25 日に発行し、口座振替は請求月の翌月 10 日に実施。

イ 見直し後の効果

(ア) 納付書発行件数の減(55,555 件/年間から 29,252 件/年間に減)

 a 印刷製本費の減(348,000 円/年間から 196,000 円/年間に減)

 b コンビニ収納手数料の減(4,723,000 円/年間から 2,486,000 円/年間に減)

 c 金融機関収納手数料の減(159,000 円/年間から 84,000 円/年間に減)

 d 郵便料金の減(1,745,000 円/年間から 925,000 円/年間に減)

(イ) 口座振替依頼件数の減(234,200 件/年間から 123,900 件/年間に減)

 a 口座振替手数料の減(2,576,000 円/年間から 1,362,000 円/年間に減)

(ウ) 職員人件費の削減

 a 超過勤務の減(354 時間/年間から 121 時間/年間に減)

 b 超過勤務手当の減(2,124,000 円/年間から 1,125,000 円/年間に減)

(2) 料金計算後の請求金額を見直す。(消費税負担の適正化)

ア 現状

(ア) 消費税率を乗じた後 10 円未満切捨てて使用者に請求。

イ 見直し後の効果

(ア) 消費税率を乗じた後、1 円未満切り捨てに改めることで、使用者に適正な消費税額を負担していただく。

(イ) 企業会計の負担を軽減する。

α 水道事業：約 720 万円(H26～R5 の 10 年間)

β 下水道事業：約 520 万円(同上)

(3) 日割り計算の導入

ア 現状

(ア) 毎月 15 日を締め日として 1 か月又は半月分の基本料金を請求している。

(区分：1 日～15 日、16 日～月末)

(イ) 一時使用(14 日間まで)の設定

イ 見直し後の効果

(ア) 基本料金を日割り計算することで使用者の不公平感を払拭する。

(使用日数に応じた請求及び一時使用の解消)

(イ) 登録事務の簡略化(使用開始日と中止日を入力することで自動計算)

奇数月検針の場合

2 か月 45 m³使用したケースのモデル

水道基本料金 1,000 円/月(水道メータ使用料 100 円/月含む)

下水道基本料金 1,000 円/月

基本料金(消費税込み)2,200 円/2 か月 A

上下水道料金 12,360 円 45 m³/2 か月(水道料金 6,860 円、下水道使用料 5,500 円) B

料金の支払いは、

- (1) 納付書の場合、翌月 10 日を期限として納付書を発行している。
- (2) 口座振替の場合、翌月 10 日に振替処理をしている。

例) 奇数月検針の区域は 4 月検針が無い場合請求をしない。

5 月検針後、上下水道料金として 12,360 円に未請求の 4 月分基本料金を合算して請求する。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	\	検針月	\	検針月	\	検針月
現状	2,200 円 B (4 月分)	12,360 円 A	2,200 円 B (6 月分)	12,360 円 A	2,200 円 B (8 月分)	12,360 円 A
改定後	請求無し	14,560 円 (12,360 円 A +2,200 円 B)	請求無し	14,560 円 (12,360 円 A +2,200 円 B)	請求無し	14,560 円 (12,360 円 A +2,200 円 B)

基本料金のみを請求をやめた場合の効果

令和5年度実績を基に令和7年度の見込みとして試算した。

1 納付書発行件数の減

2 口座振替件数の減

(表1)

	開栓数	納付書発行部数 1-(1)-イ-(ア)	口座振替依頼件数 1-(1)-イ-(イ)	超過勤務時間 1-(1)-イ-(ウ)α
現行	12,679	55,555	234,200	354
見直し案	12,679	29,252	123,900	121
変動率(時間)	0.0	-47.0%	-47.0%	-233時間

(表2)

	印刷製本費 1-(1)-イ-(ア)α	コンビニ収納手数料 1-(1)-イ-(ア)b	金融機関収納手数料 1-(1)-イ-(ア)c	郵便料金 1-(1)-イ-(ア)d	口座振替手数料 1-(1)-イ-(イ)α	超過勤務手当 1-(1)-イ-(ウ)b
現行	348,000	4,723,000	159,000	1,745,000	2,576,000	2,124,000
見直し案	196,000	2,486,000	84,000	925,000	1,362,000	1,125,000
変動額	-152,000円	-2,237,000円	-75,000円	-820,000円	-1,214,000円	-999,000円
	-5,497,000円					

水道事業

	行政区域面積(k㎡)	給水区域面積(k㎡)	行政区域内人口(人)	給水区域内人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)	給水原価(円/㎡)	供給単価(円/㎡)
岡垣町	48.64	18.45	31,496	31,496	30,252	96.05	172.98	178.01
新宮町	18.93	13.69	33,026	32,808	32,251	97.65	214.60	209.79

	経常収支比率(%)	料金回収率(%)	有収率(%)	1か月20㎡料金(円)	自己資本構成比率(%)	減価償却率(%)	管路経年化率(%)	管路更新率(%)
岡垣町	110.47	102.91	83.65	3,500	49.92	51.61	38.56	0.56
新宮町	105.20	97.76	98.53	3,980	81.97	49.56	23.61	0.82

(令和5年度決算ベース)

下水道事業

	行政区域面積(k㎡)	処理区域面積(k㎡)	行政区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)	汚水処理原価(円/㎡)	使用料単価(円/㎡)
岡垣町	48.64	7.98	31,496	30,480	29,601	97.12	172.26	172.26
新宮町	18.93	4.48	33,026	28,572	27,800	97.30	179.40	175.07

	経常収支比率(%)	経費回収率(%)	有収率(%)	1か月20㎡料金(円)	自己資本構成比率(%)	減価償却率(%)	管渠老朽化率(%)	管渠改善率(%)
岡垣町	104.50	100.00	89.97	3,410	70.92	37.61	0.00	0.10
新宮町	106.70	98.96	93.24	3,300	60.42	42.66	9.20	0.00

(令和5年度決算ベース)